

平成27年度第1回
三郷市景観審議会
会 議 録

平成27年度第1回三郷市景観審議会

1 開催日時：平成27年12月15日（火）10時00分～11時50分

2 開催場所：三郷市役所 6階 第2委員会室

3 出席者 9名（委員総数9名）

（委員）

横張会長、 田邊副会長、 齊藤委員、 松井委員、 岡庭委員、 永塚委員、
福脇委員、 谷中委員、 小高委員

（事務局）

豊賀まちづくり推進部部長（以下、まちづくり推進部長）

恩田まちづくり推進部理事兼副部長（以下、まちづくり推進部副部長）、

松本まちづくり推進部参事兼都市デザイン課長（以下、都市デザイン課長）

都市デザイン課： 長谷川計画景観係長（以下、計画景観係長）、

青山主任、

中村主事

（コンサルタント） 株式会社 LAU 公共施設研究所（吉岡、牧野、仁司）

4 会長、副会長の選出

5 議題

議案第1号

三郷市景観計画の一部改正（原案）について【諮問】

議案第2号

三郷市屋外広告物条例（原案）及び三郷市屋外広告物条例施行規則（原案）の制定について

【諮問】

6 報告事項

①三郷市景観計画の届出状況等について

②景観啓発活動の実施予定について

7 議事内容

(1) 開 会

- (まちづくり推進部副部長)

[開会]

(2) 委嘱書の交付

(3) 市長あいさつ

- (市長)

[市長あいさつ]

(4) 事務局紹介

(5) 景観審議会会長及び副会長の選出

[仮議長にまちづくり推進部長を指名し、議事を進行]

- (都市デザイン課長)

[委員9名中9名が出席していることを報告]

[委員から横張委員が会長に推薦され、横張委員承諾。横張会長より田邊委員が副会長に指名され、田邊委員承諾]

- (横張会長)

[会長あいさつ]

[横張新会長と議長を交代し、議事を進行]

- (都市デザイン課長)

[傍聴希望が無しであること及び議事内容が非公開条項に該当しないことについて報告]

- (横張会長)

[会議録の署名委員について、齊藤委員と松井委員を指名]

(6) 議案

「議案第1号 三郷市景観計画の一部改正（原案）について」【諮問】及び「議案第2号 三郷市屋外広告物条例（原案）及び三郷市屋外広告物条例施行規則（原案）の制定について」【諮問】

●（計画景観係長）

[議案第1号 三郷市景観計画の一部改正（原案）について及び議案第2号 三郷市屋外広告物条例（原案）及び三郷市屋外広告物条例施行規則（原案）の制定について、資料に基づき説明する]

●（横張会長）

どうもありがとうございました。今の事務局の説明に関しまして、議案の第1号、第2号に対するご意見・ご質問をこれからお受けしたいと思っております。だいぶ内容が多岐にわたります、何のことだがよく分からないという方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、正直私もよく細部を把握できていないところもあるのですが、もう少しこの辺を説明してほしいというご指摘も含めて、ご質問ご意見等頂ければと思います。

●（田邊委員）

今日説明して頂いた中の大きな趣旨というのは、条例をこれから実際に運用していく中で、実践に則して守って頂けるような内容に多少調整してきたということになるかと思っておりますが、私が屋外広告物業者の立場でこれを見ると、なかなかまだやれる余地が増えてきてよかったなというように見るんですけども、現にそのようにならないようお願いしたいんですが、例えば三郷中央駅周辺の屋上広告物の基準ですけれども、業者さんはこのような基準ができると、20㎡以下だとOKだと見るんですね。なおかつ、個数も上限が設定されていないので、うまく理由がつけば20㎡以下の物にたくさんつけられるとどうしても見てしまうので、運用を開始する中で、窓口が都市デザイン課に一本化されるということがあるので、是非数値的な対応だけではなくて、基準の趣旨としてなぜこのように緩和をしているのかという趣旨をきちんとお伝え頂いて、景観という観点あるいはまちづくりという観点で適正なものを作っていたいただきたいと感じます。それと、同じように、のぼり旗も、確かに小規模なテナントビルの場合に1本あげたら終わりということがあるのはまず良いのではないかと思いますけれども、例えば21ページの図を見ると、基準の内容を説明して頂く趣旨としては非常に分かりやすい図なんですけれども、屋外広告物業者さんの目でみると、こうすれば適法にのぼり旗だらけにできるんだなと指南しているようにも見えるんですね。この様な伝え方というのも、少し工夫された方が良いかなと思います。のぼり旗というのは、本来常時あげているものではなくて、もともとは戦国時代の戦をするためのツールだから非常に戦闘的で非常に目立つものなんです本来は。それが転じてイベントとか他の店がやっていない時に非常に

目立たせる、自分たちの存在を際立たせるという意味で使われてきた古くからあるメディアなので、そのようなぼり旗の特性というのもきちんと踏まえて、業者の方にも事業者さんにも理解して頂くというのも大事ですし、よくあるのが、例えば警察の交通安全週間などで交差点の非常に目立つところに蛍光色のぼり旗がずらっと並ぶということがよくあると思うんですけども、それも交通安全という観点からいうと、逆に交通安全を阻害しているということもあるのではないかと思いますけれども、割と公共のセクターで同じようなぼり旗の羅列をやっているようなところがありました。そこもきちんと見て頂きたいなと思いますので、そういうことで全体として基準がある程度緩和されたことについて異論は無いですけども、基準を守ることを目的化しないように、きちんと景観という観点でしっかりと運用の中で、緩和しなければよかったということにならないように配慮頂きたいと思えます。

●（横張会長）

事務局、今のことについてはいかがでしょうか。

●（都市デザイン課長）

アドバイスいただきましてありがとうございます。まず三郷中央駅地区の屋上利用広告物の話ですけども、現実と規制の中で事務局の方で検討させて頂いた中で、ある程度中央駅地区の建物の建築が進んできたということもあります。実際に商業地域の中で現実的には高い建物が多く建っているということもありまして、これからこの基準を少し緩和しても、屋上の看板が乱立することはちょっとないのではないかとこの考え方もございまして、今回のような内容にさせていただきました。のぼり旗の方なんですけれども、基本的にはロードサイドですね、道路際に乱立するというのをまず第1に防ぎたいということがございまして、5mより中についてはある程度自由という内容になっていますので、なかなか厳しい規制と現実と見ながら、基準の内容を提案させていただきました。

●（田邊委員）

こうしてはいいのではなくて、これは最大限歩み寄ってここなんだよということを、きちんと伝えていただきたいと思えます。

●（計画景観係長）

田邊委員が最後に言われた公共の方の話ですね。我々がやらないで民間の方々に守っていただくというのは、おこがましいというのを常に考えております。

我々の方でも公共施設景観ガイドラインというものを審議会でも議論して頂いたと思いますが、その中に屋外広告についても盛り込んでいくとか、公共団体である県や国に対しては、市が要請する立場になります。それは最大限努力させていただきます。ちょっと、私もこれは、というのを何回か見かけるんですね、橋の上とか。それは危ないので、そこは注意させていただくつもりでおります。

●（横張会長）

内容に入る前に一つ確認させて頂きたいんですけども、まず議案の第1号については、今ご説明頂いた中の8ページがそういうことになっている。これは既存の景観計画について今回の条例の制定に伴う形式的な変更を加えたいということがこの議案第1号だということですね。議案第2号につきましては、まず三郷市屋外広告物条例（原案）の12ページの要するに下線部について、県条例から市の独自条例になった時に加えると。そのことについてが議案第2号の前半部であるということですか。

●（計画景観係長）

そうですね。実際の議案、分厚い方は全文になっているので、それを簡単に説明したものが説明書になります。

●（横張会長）

主に下線部について追加したところが屋外広告物条例原案の話であると。一方で規則の方に関しましては、今の説明資料からいいますと20ページのこの下の話になるのでしょうか。

●（計画景観係長）

そうですね。条例の方の話をしながらここでも施行規則の話は載っているんですけど、この順番にしないとご説明できなかつたので、これは施行規則の同じ議案の施行規則側に入ってくるんですけども、もう一つが23ページになります。

●（横張会長）

それらを含めた施行規則が25ページの下線部になるということですね。ということをご理解頂きたいと思います。どこがどのように対応しているのか分かりにくいかもしれませんが、後程皆様方にご審議頂いた結果として採決いたしますけれども、今申し上げました変更点に関する採決をお願いしたいということになります。その上で田邊委員がご指摘になられた内容は私も同感でして、私も個人的に事務局に話を聞いたかったんですが、こういった数値目標というのは、必ず逆読み裏読みをされるものだと思います。言い方を変えると、数値を満たせば何をしてもよいのだというように読まれてしまうのは、数値目標の非常に大きな問題点だと思います。ですから、そこはそうではないということを都市デザイン課の方で運用の中でご指導頂く、ないしは揉めたような案件に関してはこの審議会にかけて頂いて、最終的に審議会の判断としてこれはダメであるとなったものについてはダメであると、そういったような措置というのを入れておくというのが、ある種の安全面として良いのではないかと思います。例えば三郷中央駅地区のことにしましては、今の業者がいる限りはそんなひどいことは起きないと思いますけれども、仮に将来的にこの業者が撤退した後に他の業者が入ってくる時には、はっきりいって質が一段落ちる業者が入ることもある。そのような業者は、ともするとこうした既定の隙間を狙って、当初の趣旨はあまり読まないと思います。意識しないままに好きなことをやってしまうと。実際に、他市でやっている景観審議会では、そういう例があります。大手のスーパーが撤退した後に別の業者が入ってきて、でたらめなこと

をやってしまったということがありまして、条例上はそれがOKになってしまうということがありまして、大量の市民から苦情が頻発したということがありました。そういったケースが無いとは限らないんですけれども、そこら辺の指導をきちっとしておくことが将来に向けても大事ではないかなと思います。

●（計画景観係長）

昨年度の審議会でもお伝えしたんですけれども、以前、県の基準で、看板の地色で赤はだめという基準がありまして、これは私が屋外広告物を担当していたんですが、その頃は解釈について揉めていました。押される形で県の方が赤という色彩はこれですよとマンセルで基準があるんですが、色相と明度と彩度を出した途端に、これでなければ良いでしょという話になりまして、それは事務局は想定はしていたんですけれども、原色の赤から少しでもずれていけば、審査上も良くなってしまうということが実際に起きていました。我々がその経験を踏まえて、どこかで線を引かなければいけないんですが、その線の引き方も検討しなければいけないと考えています。審議会を活用するという話は、今すぐ出せないんですが、これからは条例に基づく内容については景観審議会を活用できるということになります。今までは、埼玉県には屋外広告物に関する審議会があるんですが、今後はそのような制度的な仕組みをつくってやっていくという方向で考えたいと思っています。

●（都市デザイン課長）

只今説明させて頂いた議案説明書の中の17ページの方になりますが、屋外広告物条例の骨子ということで17ページの(6)雑則の②景観審議会の諮問というところがあります。この内容を見ると、地域の見直しをする時とか、基準の設定若しくは変更をする時には審議会委員の意見を聴かなければならないとなっているんですが、先ほど会長がおっしゃったような、屋外広告物の関係で景観に大きく影響を与えるようなもの場合には、審議会の方に諮っていきたいと考えています。

●（横張会長）

行政の立場からすると、なかなかそこまで踏み込みにくいといったケースも出てくる場合があるんですけれども、そういった場合に行政で対処するというよりは審議会に委ねて審議会を使って指導を頂くとか、そういう使い方も審議会としては使って頂けるのではないかなと思います。他にいかがでしょうか。

●（岡庭委員）

21ページになるんですけれども、広告旗なんですけれども、3個5m以上理解できます。ただ、この図面を見まして、駐車場から道路に出る時に、出るきわにのぼり旗があると、運転するほうからすると見にくいんですよね。ですからこれは何m以内は禁止とかの判断が無いと、車を運転する方、脇を通る自転車や車、歩行者などと交差する可能性もあるので、出入口から何mは禁止とかということが無いと、この場合ですと出入口付近まで旗を立てられることになってしまうので、その辺、少し検討頂ければと思います。

●（横張会長）

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか。

●（計画景観係長）

今、岡庭委員さんが言われた視点、本当にそれを一番やってほしくないと考えています。今ここで議論しているのは、許可の基準ということになっていまして、一言で言えば数字という話になってきます。運用するにあたってそういう形を取ります。我々は都市デザイン課なので、主に景観の観点から基準を作らざるをえないので、今の基準の枠というのはそれ以上のことは言えない。それは先ほど横張会長からあった通り、本当は中身についても議論したいところなんですけれども、屋外広告物はその内容については議論できないので、そのような法的な制約をご理解いただきたいと思います。今言われた視点については、運用ですとか他法令を使ってやる観点をもちたいと思っております、これから事例がどんどん出てくると思います。そのような場合に当然我々の方に話しが来て、対応しなければいけない立場になっておりますので、屋外広告物条例の中で基準化は非常に難しい事なんですけど、市の開発条例における事前協議でのコメントによる対応など、庁内では検討していきたいと思っております。

●（横張会長）

是非色々な観点でご意見を頂きたいと思っております。いかがでしょうか。

●（田邊委員）

今回の改正で、景観重要建造物が禁止物件に指定されたと思うんですが、三郷市内は現在景観重要建造物がないですし、伺った範囲では文化財に関しても地藏堂の様な建物が主体ということで、あまり屋外広告物と縁が無い建物なのでたまたまあのよう構成されていますけれども、よくあるケースとしては、営業途中の造り酒屋さんとか、あと、さいたま市などでは、市民利用の公共施設なども景観重要建造物に指定されているケースがあって、そのような場合に全て広告物がNGとならないですよ、という確認なんですけれども、議案書の本編の方を確認すると、一応適用除外の中にも含まれているようにも思えますので問題はなさそうなんですけれども、例えば古い商家などで看板と一体となってそのような雰囲気を作られているとかケースもあると思っておりますので、それは、内容を確認して頂ければ問題は無いと思っておりますけれども、それも適用除外になるのかどうか少し確認をしておいてください。

●（計画景観係長）

今回も、今、条文を示せなくて申し訳ないんですが、市の条例化をするに当たって景観審議会の役割ですとか、市長の役割を当然入れておりますので、特に慣例という言い方をしているんですが、例えば相撲部屋が来た時にのぼり旗をどの様にやるのか、厳密に行うのか。そういう話は別にしなければいけない。そのような場合は市長が認める場合という扱いを設けております。

●（横張会長）

いかがでしょうか。時間的にはまだ余裕がありますけれども、何かご質問等ありますでしょうか。

●（齊藤委員）

こういった広告物に関する基準であったりとか、ここでは条例があるということが、実際にどの様な形で周知されていくのか。というのは、最近は広告物制作会社を通さなくても簡単にのぼり旗程度でしたら何10本、何100本と作れる時代になっていますよね。その時に、事業者さんが法令を知らずに作ってしまったということもあり得るのかなと思ったんですけども、条例に関する周知はどのようにされているのですか。

●（計画景観係長）

まず、今までの状況をご説明いたしますと、あとで少し制度上のお話をさせていただきます、埼玉県として、ことあるごとに、例えば屋外広告物週間を実施したり、パンフレットとかを精力的に配っているようです。ただ、本当に届かなければいけない屋外広告物業者さんですとか事業者さんに本当に届いているのかというときちんと把握できていないです。けれども、市がこれからやっていきますので、広報ですとか、ちらしを通じてできると思います。ただ、制度上はどうなっているかと申し上げますと、これは我々の条例ではできなくて埼玉県の屋外広告物を出す際に屋外広告物登録業者でなければいけないというのがあるんですけども、それも知らない方が多い状況になっているのかもしれないです。基本的には事業者さんは大きい屋外広告物を出す場合は、県に登録された屋外広告物業者さんと東京都であったら東京に登録された屋外広告物業者さんに出してやっているの、これがうまく回っている限り、違反的なものは本当は出てこないはずなんです。ただ、齊藤委員が今言われた通り、技術のほうははるかに進んでしまいました。ちょっとした紙でも、シートでも、旗でもしかも廉価に出せるということで、これは一つの課題になっております。それが現状なので、ここからスタートして何らかのガイドラインは作らないといけないと思っています。今、現状しかお話できないですけど、県条例時代の仕組みはそういうになっています。

●（都市デザイン課長）

只今の話は、資料の11ページの方でスケジュールのお話をさせて頂いたときに、今回のこの条例は、3月の議会に上程しまして、3月に条例が決まるわけなんですけど、実際に運用するのは10月からということで、11ページの下の所に条例制定に関わる広報周知活動というのが入っております。そこの半年間を利用いたしまして、作った条例につきまして守っていただくように周知をしていくんですけど、今お話をいただきましたので、色々な形で工夫をして浸透するように周知活動をしていきたいと思っています。

●（横張会長）

他にいかがでしょうか。

●（松井委員）

16ページの(5)の広告物の管理というところで質問させていただきたいんですけども、異常気象といいますか、越谷に竜巻が起きたとか茨城はしよっちゅう竜巻が起きているので、三郷市に来なければいいなと勝手なわがままを言っているんですけども、そうするとこの屋外広告物の景観とは少し違うかもしれませんが、構造的なものに看板を付けるわけですよね。そうすると元の構造物自体が安全かどうかということが気になるんですけども、景観自体も重要なんですけど、その構造物自体に看板を取り付けるんですよ、それが異常気象で三郷市にも竜巻が来て屋外看板が飛ばされはしないかなと、そうした場合に、市民がたまたま通りかかった場合に安全面はどうかと、そういった安全面も景観では、ここに書いてありますけれども例えば具体的にいいますと、道路沿いに看板が立っていて、たいがい鉄骨で看板を造っていると思いますが、そうすると雨が降って腐食すると思うんですよ、肉厚が何mmかによって、又雨のそこに落ちるコンクリートや鉄パイプが立ち上がっていると思いますが、そのコンクリートとかの傾きとかによってコンクリートと鉄パイプの境のところが腐食が早かったり遅かったり、もし万が一腐食して道路に倒れると、車とぶつかる危険性もあるというようなところですかね。景観的にも問題であるし、安全面でもあるというようなことで、また屋外で高いところに屋外看板を造るわけなんですけど、その時も躯体と一体的に作る場合はいいんですけども、躯体があつてその上に後から広告物を作るといったときに、うまく鉄筋と絡み合っただけで溶接してうまくできるといいんですけども、なかなか難しい部分もあると、竜巻のエネルギーに負けるというようなときは、皆さんご存知のとおり車でも飛ばされるくらいですから、そういった面も考えて屋外広告を作る必要が景観と一体だと思えるんですよ。ということも16ページ(5)にもっと具体的に管理といいますか、入れた方がよいのかなと思います。それと厚い議案書の後ろの方に様式とあるんですけども、この様式の57ページの様式第2号も必要と書いてありまして、これは屋外広告物と自主点検検査確認書とかあるんですけども、ここの2番のところに主要部分の変形とか腐食とか書いてあるんですけども、ここがうまく機能すれば、ここの腐食も鉄の錆とか、たいがい目視になると思うんですけども、自動車道路のトンネルが以前落下したと、あれも目視だったということでした。中々目視して難しいのかなと思うので、ハンマーでたたくとか、機械で見るとかしないと、ある時腐食で倒れるとかそういうこともあるので、自主点検結果というのを、もう少し考えてもよいのかなと思いました。景観と同時に、異常気象とかありますので、安全ということを検討することも一つかなと思いました。

●（横張会長）

いかがでしょうか。

●（計画景観係長）

まず、安全面についてですが、広告旗についても申し上げたところなんですけど、まず県の方から受け継ぐ条例というのは、安全の規定というのは法の趣旨ですので、最初からございます。条例上の考え方だけはまずご理解いただければと思います。それで皆様ご存知の通り、昨年のお話で、札幌で突出し広告が落下したということがありました。まさにあの話でして、

どういう形で劣化して誰が判断してという形が曖昧になっている部分がありまして、これからそういうものを想定しなければいけないと考えています。ここの部分については、先ほども申し上げたように埼玉県と連携していかなければいけない立場でして、当然悪質業者であれば話が分かりやすいんですけども、ほったらかしの状態でそういうことが起きているので、我々も安全上の課題がどこまで対応できるのかということは今後検討していきたいと思えます。自主点検の中身を充実するという形で防げることもあるかもしれませんが、やり方だとかは研究しなければいけないんですけども、間違いなく埼玉県としても重視しているとは思えますのでそれだけはお伝えしておきます。

●（横張会長）

56、57ページの様式の所管はどこになるのでしょうか。

●（計画景観係長）

条例制定の際には、都市デザイン課になります。

●（横張会長）

今57ページにお示しの通り、変形腐食ということを確認書の中に書かせているわけですよ。これを書かせている所管が都市デザイン課となると、結局安全面に関する所管も広告物であれば都市デザイン課の所管だということになるわけですよ。したがって、先ほどの話に関しては、例えば警察署ですとか道路交通上の安全との連携になるかもしれませんが、この点に関してはこれは要するに都市デザイン課の所管として変形とか腐食に関する安全性の問題というのは、これは都市デザイン課の責任において指導しなければいけないということになるわけですね。

●（計画景観係長）

おっしゃるとおりでして、条例に基づく申請は出てくると、いわゆる安全基準、技術的基準があつて点検させているわけではなく、故に自主点検結果となっています。我々が点検できない立場になっているので、ただご理解いただきたいのは、我々も現場を回って、高い位置にあるものは当然触れないんです。目視になってしまいます。だからその状況を確認して、実際に落ちてきたという対応は市の方がしております。

●（横張会長）

なので万が一そういった事故が発生した時に市は何をやっているんだというお叱りを受ける立場になってしまうので、単におっしゃるように景観の問題だけを取り扱えば良いということではなくなってきますので、これはかなり責任が重いです。これは私も気づきませんでした。大変肝心なご指摘です。

●（松井委員）

66ページに除却届というものがあるんですけども、たいがい屋外看板は企業がつけている場合が多いかなと思いますけれども、少しでも認知してもらおうと付けるんですけども、残念ながらうまく経営ができなくてお辞めになる時に、そういう看板をたまに見かける

場合があるんですけども、そういった看板は除却届というのは現実的に出せなくなるわけですね。そういった看板は放置せざるを得ないのか、なんかお願いすれば対応してもらえるのか、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

● (計画景観係長)

色々なパターンが実際はございまして、今松井委員が言われたのは、例えば一つの店舗があって、独立広告があって、新しいお客さんが見つかるまで変わらないとか。

● (松井委員)

道路サイドにも看板があると思いますけれども。

● (計画景観係長)

そのパターンになりますと、消防と連携を取って安全措置をすとか、そういう対応を取っているということになります。そうでなければ、所有者の方など責任のある方がいらっしゃるの、その方々と連絡を取る。実際に除却届出が出てくる時というのは、新しく付け替えるケースが多いです。その時に出てきて我々も知るといった場合があります。

● (横張会長)

いかがでしょうか。

● (永塚委員)

県条例を更に厳しくというか景観に配慮した市独自の条例が作られると思います。そのような条例を施行することによって、既存不適格広告物がどれくらいの割合があって、おおむね10年以内にそれらを新基準に合わせて設置して頂く条例案になっているとは思いますが、その10年を待たずに少しでも早く景観形成にあった状態に誘導して頂ければ、より街並みが揃うのかなと思います。不適格広告は市全体で概ねどれくらいあるのか、お聞かせ願えればありがたいと思います。

● (横張会長)

いかがでしょうか。

● (計画景観係長)

我々が条例を施行した後に、どれくらいの不適格が出るかということで、先ほど申し上げた追加で検討事項を入れた通り、重点地区の景観自体が景観計画を施行してますので、非常に整った状況になっております。その中で不適格が出ないようにしているイメージです。

新たに不適格が増えるようなことはない。ですので、問題なのはもともと県条例の時代から違反だとかそういうものが実際には問題になっています。それで不適格の数なんですが、我々も正直把握できていません。今現在、例えば大きさについて手続き違反というものが建築基準法ではあるんですが、そのようなものがどの程度あるのか把握できていない状況です。広告物の数自体については、平成22年に屋外広告物の実態調査を視認ですけどやっております、その中のいくつかが適合していないのか或いは手続きに違反しているのかというところは把握できていません。前回の審議会で会長が言われていましたが、実際に調べれば、京

都ですとか観光地を別とすれば、本当の意味での違反というのは10%程度の規模になるはずで、極端な広告が出てるといことはそれほど見受けられないです。

当然各県各市によって基準は大きく違うんですね。実は埼玉県の基準というのは過去に多々基準が変えられてきた歴史はあるんですけども、どちらかというと厳しい部類に入っています。例えば千葉県とかですと結構高い位置に大きな看板が建っています。それと比べると、埼玉県は独立広告の高さは10mという基準でございますので、千葉県側ほど高い独立広告物がないという、一定の効果というのはそこで出ています。

また、ここ数年、安全上の配慮ですとか管理について県の方も登録業者なりに指導を強化している状況があり、かなり変わってきているということがあります。我々もその中で考えていかなければならない。一番有名な京都市さんの例では、7割から8割が違反だということで、平成21年に施行された6年間の中でも徹底的に違反指導したそうです。我々もそれくらいの意欲でいたいんですけども、京都市さんが百十数人で違反指導を行いました。我々市役所本庁の1/5くらいの人数で取り組んだというくらい気合いが入っていました。それでさらに法的な処分も辞さない、訴訟担当課長を置いてやっていると聞いております。我々もそれは参考にはさせていただきます。

●（横張会長）

決して京都と同じようにやらなきゃだめだとかそういうことを申し上げているつもりは全くないんですけども、ただ、現実問題として悪質なのかあるいは周知がされていないだけなのか、要するに本人は分かっているとやってしまったというケースも多分にあるとは思いますが、なかなかこのような事に関して十分な意識の中で広告を出していただけるというケースが、なかなか中小の事業者になればなるほど難しいということが事実かなという様な気がします。

●（都市デザイン課長）

今の件ですけれども、先ほど永塚委員さんからもありましたけれども、そういう意味も含めまして、県条例でやっていたものを今後市の条例として作りますので、違反の把握とかそれに対する対策も含めて、ここから市の屋外広告物条例の事務がスタートするという事でご理解頂ければと思います。

●（横張会長）

それではだいぶ時間も頂戴いたしましたので、そろそろ採決を取らせて頂きたいと思えます。

では議案が2つございましたけれども、順番に参りたいと思えますが、まずは議案第1号ですね、三郷市景観計画の一部改正（原案）につきまして採決をさせて頂きたいと思えます。よろしいでしょうか。では議案第1号三郷市景観計画の一部改正（原案）につきまして採決を行いたいと思えます。議案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

●（横張会長）

はいありがとうございます。全員賛成でありますので、本案は原案の通り採決されました。では続きまして議案第2号でございますが、三郷市屋外広告物条例（原案）及び三郷市屋外広告物条例施行規則（原案）の制定についての採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。では議案第2号三郷市屋外広告物条例（原案）及び三郷市屋外広告物条例施行規則（原案）の制定について採決を致します。原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

[全員挙手]

●（横張会長）

はいありがとうございます。本件につきましても全員賛成でございますので、本案は原案の通り決定いたします。どうもありがとうございました。

それではご審議いただいた結果につきましては、私より市長に速やかに答申を致しますのでご了承をお願いしたいと思います。皆様方には慎重なご審議を頂きまして大変ありがとうございます。それでは続きまして次第に従いまして6番目の報告事項につきまして2点、三郷市景観計画の届出状況について及び景観啓発活動の実施予定についてでございますので、事務局よりご説明をお願いいたします。

（7）報告事項

「①三郷市景観計画の届出状況等について、②景観啓発活動の実施予定について」

●（計画景観係長）

[①三郷市景観計画の届出状況等について、及び②景観啓発活動の実施予定について、資料に基づき説明する]

●（横張会長）

はい、ありがとうございました。只今のご報告につきまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、最後にお問い合わせがございましたけれども、来年度の選考委員会のメンバーとして、また皆様方にご協力を頂ければともいます。他に何かございますか。では私が行う議事進行につきましては全て終了いたしましたので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

●（まちづくり推進部副部長）

横張会長ありがとうございました。最後に次第の7、その他でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

●（都市デザイン課長）

本日の内容でございますが、諮問を受けまして条例案を作成いたしまして、3月の議会の方に上程させて頂きたいと考えております。また、今後の審議会の予定ですけれども、今年度につきましては特に開催の予定はございませんので、また今後開催する際には1か月前にご連絡を致しますのでよろしくお願い致します。

それから最後に一点なんですけれども、連絡事項と致しまして、皆様もご存じのことと思いますけれども、平成28年1月からマイナンバー制度が開始することに伴いまして、本審議会につきましても、皆様のマイナンバーを提供して頂いて支払の手続きを行うという形になって参ります。今後の話なんですけれども、次回の開催の時にマイナンバー提供のお願いということで連絡させて頂きますので、その時にはご協力お願い致します。事務局からの連絡事項は以上です。

●（横張会長）

はい、ありがとうございました。

●（まちづくり推進部副部長）

本日の議題は全て終了いたしました。最後に、閉会のご挨拶を田邊副会長からお願い致します。

●（田邊副会長）

[副会長あいさつ]

●（まちづくり推進部副部長）

以上をもちまして閉会と致します。本日はありがとうございました。

上記会議の内容は、まちづくり推進部都市デザイン課 青山 照二 が作成
したものであるが、その内容に相違ないことを証するために署名押印する。

平成28年 2月 / 日

議 長

横張 真

平成28年 1月23日

署 名 委 員

松井 存司

平成28年 1月21日

署 名 委 員

齊藤 洋子